調査票 1

都道府県・	14 神奈川県
政令指定都市名	14 14 15 11 15

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部言		室 )	名	県民局く	らし県民部	人権男女	共同参画説	₽					
担	当	職	員	数		17	人	(専任	16	人、兼任	1	人)		

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名			称	人権男女共	<b>共同参</b> 画	ī施策推	進会議			
設置	量 年 月	日 •	根拠	平成	11	年	6	月	8	日 根拠: 人権男女共同参画施策推進会議の設置及び部 局等の推進体制の整備に関する要綱
長	の	役	職		副知事					

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称		神奈川県	県男女丼	<b>に同参画審議</b>	会						
設	置	年	月	日	平成	14	年	4	月	1 [	3				
構		成		員		12	人	(女性	7	人、男性	5	人)			

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成	25	年	4	月	~	30	年	3	月	
名称		かながれ	わ男女共	同参画推進	プラン	(第3	欠)				
改定・見直しの予定時期	平成	30	年	3	月			日		← 未定の場合はOをつけてください。	
女性活躍推進法の推進計画と一体であ	3 0	※いずれた	い1つに0を	つけてください。							
女性活動推進法の推進計画と別に作成											

5 男女共同参画に関する条例

6

ガス六川が凹に因りる木門											
有の場合	名	神奈川県男女共同参画推進条例									
	公	布	日	平成	14	年	3	月		29	日
	施	行	日	平成	14	年	4	月		1	日
	改	正	日	平成		年		月			日
	改	正内	7 容								
	改正が予定さ	れてい	る場合、改正予	定時期:	平成		年		月		
無の場合	制定等	手につ	いて検討中(あれ	ば、具体的	りに)						
※ どちらかに○を つけてください。	特に根	食討して	ていない	•	•		•	,			

調査時点コードを以下より選択してください

						Del Trail W	_ 16.	V 1 0 7 2			
客議	会等委員への女性の登用		1:平	成28年4	月1日	2:平	成28年5	月1日	3:その他:	平成28年3月3	1日
	目標値	平成 29	年度まで	40.0	%	平成		年度ま	で	%	
	根 拠		審議会等	等の委員	への男女	共同参画推	推進要綱	/第9次審	議会等の女	:性委員の登用計	画
目相	票設定の対象である審議会等の範囲				附属機関	<b>碁等及び要</b> 続	綱等によ	り設置され	た協議会等	等	
П <del>1</del> 2	震設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議:	会等数(	94	)うち女性	生委員を含む	審議会等数(	94	)
H 19	<b>に放足の対象でのる番談云寺における豆用仏が</b>	延総委員	員等数(	1,248	)延女性	委員等数(	431	)	女性比率(	34.5	)
地方	· 自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状	調査時点コード	3	審議:	会等数(	84	)うち女性	生委員を含む	審議会等数(	80	)
況		延総委員	員等数(	1,242	)延女性	委員等数(	345	)	女性比率(	27.8	)
法律	又は政令により地方公共団体に置かなければならない	調査時点コード	1	審議:	会等数(	38	)うち女性	生委員を含む	審議会等数(	36	)
審議	会等における登用状況(*)	延総委員	員等数(	1,191	)延女性	委員等数(	316	)	女性比率(	26.5	)
地方	5自治法(第180条の5)に基づく委員会等における	調査時点コード	1	審議	会等数(	9	)うち女性	生委員を含む	審議会等数(	8	)
登月	]状況	延総委員	員等数(	76	)延女性	委員等数(	9	)	女性比率(	11.8	)
	目標値以外の目標設定	無									
	人材名簿作成の有無	有	(公表		・非公表	ŧ	) -無	0		作成予定有	
女性	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(平成		年		月現在	)		
性登用方策	その他	人材育成事業の実施 委 員 の 公 募 そ の 他	をの有無	<b>有</b>		·無 ·無					]

注(\*) 平成28年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))
7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

メにひ切員の	休州"豆川认沉		明且はボコートで以上なり送がしていた。											
1)-1管理職の石	在職状況							1:平成28年4月1日 その他:				平成 年 月 日		
		管理職総	数(※)					女	性 管	理 職	の内	:訳		
			うち女性		部局長相当職			次長相当	職		課長相当	課長相当職		
	(人) 管理職数 (%)						女性比	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性数(H)	女性比率	
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	率	(E)	数(F)	率	(G)	,	- 112-0 1	
本庁	計	560	64	11.4	27	3	11.1	107	12	11.2	426	49	11.5	
本/1	うち一般行政職	436	59	13.5	25	3	12.0	81	10	12.3	330	46	13.9	
支庁·地方事	計	565	59	10.4	7		0.0	70	4	5.7	488	55	11.3	
務所等	うち一般行政職	348	51	14.7	7		0.0	41	4	9.8	300	47	15.7	
全体	計	1,125	123	10.9	34	3	8.8	177	16	9.0	914	104	11.4	
土体	うち一般行政職	784	110	14.0	32	3	9.4	122	14	11.5	630	93	14.8	
再掲	警 察 関 係	200	2	1.0	0	0		40	1	2.5	160	1	0.6	
1*1 FE)	教育委員会	110	13	11.8	3		0.0	15	1	6.7	92	12	13.0	

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

### (1)-2職務上の地位別職員在職状況

1:平成28年4月1日	その他:	平成 年	月	日

		課長補佐相当職	うち女性数 (人)	女性比率	係長相当職	うち女性数 (人)	女性比率
	計	(人)	335	17.5	(人) 2.100	321	15.3
本庁	うち一般行政職	1,282	306	23.9	689	228	33.1
支庁·地方事	計	2,508	612	24.4	3,817	745	19.5
務所等	うち一般行政職	1,461	472	32.3	1075	526	48.9
全体	計	4,427	947	21.4	5917	1066	18.0
土体	うち一般行政職	2,743	778	28.4	1764	754	42.7
再掲	警 察 関 係	1,208	56	4.6	3,892	257	6.6
1-3 LE)	教育委員会	678	287	42.3	266	144	54.1

(1)-3新規昇任者数

平成27年4	月1日~	28年3月31日
--------	------	----------

·/ CANINGSTIL	P 35						1 /34-7	T-7// I	20-70/1	3 · H
		課長相当職(人)	うち女性数 (人)	女性比率	課長補 佐相当 (人)	うち女性 数(人)	女性比率	係長相当職(人)	うち女性 数(人)	女性比率
本庁	計	46	6	13.0	119	24	20.2	164	19	11.6
*****	うち一般行政職	40	6	15.0	81	22	27.2	52	11	21.2
支庁·地方事	計	68	9	13.2	142	24	16.9	128	10	7.8
務所等	うち一般行政職	28	7	25.0	64	17	26.6	15	6	40.0
全体	計	114	15	13.2	261	48	18.4	292	29	9.9
土件	うち一般行政職	68	13	19.1	145	39	26.9	67	17	25.4
再掲	警 察 関 係	39	4	10.3	94	3	3.2	226	16	7.1
175 (E)	教育委員会	9	2	22.2	35	18	51.4	10	4	40.0

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてにOを記入してください。

· · ·	77714	. 271	144	1102.0		4	ソナブ	- 7 MB. 54.71		7777		E RESTO C T/ECU'S
	当		昇試	任 験	昇 試	挌 験	部局等の	経 験	遠隔地での長期研	での	本人の希	その他(具体的にご記入ください)
L		成績			面接のみ		推薦	年 数	修(4週間 以上)	勤務経 験	望	
	課長級	0		0		0	0	0				左記は警察関係のみ
	補佐級	0		0		0	0	0		0		左記は警察関係のみ
Ī	係長級	0		0			0	0		0		左記は警察関係のみ

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成27年4月1日~28年3月31日

٠.	<i>,</i> • <del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>	7T 10 00-1	XV/ X-XX D XX		M-27-77	-H 207	-0/301 H
					全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受験 率(%)
	昇	任	試	験	9,916	654	6.6
	昇	格	試	験	650	55	8.5

(2)女性公務員の採用状況 平成27年4月1日~28年3月31日

			総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比 率 (%)
	全体		1,198	338	28.2
		うち 上級	775	233	30.1
	うち一般行政職		430	207	48.1
		うち 上級	336	147	43.8
	うち警察関係		683	99	14.5
		うち 上級	368	60	16.3

## 8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置 ※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	神奈川県立かながわ男女共同	∮画センター		愛称・通称 かなテラス		
設置年月日	平成 57 年	11 月	6 日	施設形態 単独施設	〇 複合施設	
	郵便番号: 251-0025	住 所: 藤沢市智	鳥沼石上2-7-1月	県藤沢合同庁舎2階		
所在地等	電話番号: 0466-27-2111	FAX番号: (	0466-25-6499			
	ホームページ: http://www.pref.k	anagawa.jp/cnt/f4120	5/			
	1. 施設管理 〇 直営(担	当部局名:	県民局くらし県民	<b>是部</b>		
管理·運営主体		!者(名称:				)
※1~2について、該当するものに〇をつけ、記入してくださ	その他(					)
い。		当部局名:	県民局くらし県	民部		
		!者(名称:				)
職員数	その他( 常勤 15 人.	-11-245-#L 4.0	人 予算額	平成28年度	78.933	)
	常勤 15 人、 *実施しているものに〇さ	非常勤 10		十成20十及	70,933	千円
主な事業	〇 1. 広報啓発(主な事項	男女共同参画フォー	ラム、男性向け講	演会、DV防止啓発冊子、外国		
エルサ末	□ □ □ 仏報啓策(土は争り	「トの作成・配布、高や		予防啓発冊子の作成・配布、か		
	〇 2. 講座(主な事項:	女性管理職育成セミ デートDV防止啓発記		の社会参画セミナー「かなテラス	ス カレッジ(江の島塾	)」、男性セミナー、
	〇 3. 相談事業(主な事項	į DV相談、専門相談(	弁護士等)、配偶者	<b></b> 「暴力相談支援等		
男女共同参画・女性に 関するもの	○ 4. 情報収集・提供(主	な事項:	資料•交流	コーナー運営、男女共同参画社	<b>社会推進情報収集事</b>	業
	5. 苦情処理(主な事項	į				
	6. 交流促進(主な事項	i				
	O 7. 企業・NPO法人との	)連携・働きかけ(主な		舌躍応援団支援事業、社会参画 ざく届出に関する集計・分析	ī活動推進事業、男 <b>女</b>	共同参画推進条
	8. 国際交流・海外派遣	事業(主な事項:				
	〇 9. 調査研究(主な事項	i	社会参画状法	兄調査、男女共同参画社会推進	<b>︰調査研究事業</b>	
	〇 10. その他(主な事項:			男女共同参画市町村連携事業	Ė	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					

#### 9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称						基金·基本財産額	千円
設置年月日	昭和	年	月	日	出資者		

### 10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携/民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の		有 名称等:	加盟団体数		
有無	0	無	会 員 数		
地方公共団体からの助成・委託	0	有			
事業実施の有無		無			
		1. 定例会議(情報交換会等)の開催			
活動内容		2. 機関誌の発行			
※実施しているものに		3. 広報啓発パンフレット作成			
○ 4. その他 内容: ・「多言語相談」「週末ホットライン」の女性への暴力相談事業 内容: ・NPO等と行政との協働による社会参画活動推進事業の実施			≹をNPO団体へ委託 施	実施	)

## 11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市町村職員研修会の開催
- 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
  - 5. 審議会等女性登用の働きかけ
  - 6. 補助金等の交付 名 利 :
  - 交付先 :
- 〇 7. その他 / 内容: 市町村と連携して男女共同参画をテーマとした講演会等を開催
- 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。

#### (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
  - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
  - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

#### (2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮

## 13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	27年度予算 (千円)	28年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	397,669	357,607	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.02040 %	0.01776 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	75,237	53,948	

4	公共	<b>は調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況</b> ※該当するものに〇をつけてください。	項目の設定	国の取組に 準じた設定
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
	3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
		(5) その他(内容:		
	$\downarrow$	上記1~4で「〇」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に〇を付けてください。		

			工事の競 争参加資 格審査に	競争参加 資格審査に おける男画 共の項目	3 総合評価落札方式 の一般競争入札を適 用している場合におけ る男女共同参画等の 項目の設定	4 その連男参項定 の地調る
		女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くる みん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」とい う。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
	2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
具	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
体	•	管理職に占める女性割合に関する項目				
的項	(I)	役員や管理職への女性の登用促進のための 取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組 (法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13	その他				

# 15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登 録・認定・ 認証制度	企業の表彰制度
	実施の有無	0	
	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進 はに基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
選	3 役員に占める女性割合に関する項目		
定	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
等	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	0	
ő	6 その他「登用促進等」に関する項目		
基	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	0	
準	8/ノ一残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	
7	9 短時間正社員制度の導入	0	
	10  男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	
I	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12   その他	0	

$\rightarrow$	「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:	①神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証制度 ②神奈川なでしニブランド事業

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:

16	抽機にむける	人女性子理维准	連携体制の機築状況
10	かんしんのしゃ	) & IT /ci DE TH JE	34 15 14 MIV 18 92 1A //L

1	ある	0	
2	現在はないが、今後検討する		

女性活躍推進法第23条の「協議会」に 該当する場合、その具体的名称	
その他の場合、その具体的名称	・神奈川県子育て女性の就職支援協議会(人権 男女共同参画課、次世代育成課もとハーとなっている) ・スマイルワーク情報交換会議

## 17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

, <u>3377(13711-107)</u>	
住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	〇 有 名称 かながわ女性と男性のデータブック 無
公表周期	年 〇 不定期
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室)     2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室)     3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者

## 18 平成28年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

きがない場合は、記入欄に記入しないでください。 事業内容等	参加予定者数	時 期
7 A 13 T T	>/H 1 /L E M	H-J 707
男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、 男女共同参画社会の実現を推進するため、市町村と連携して講演 会等を実施する。	300人	12月
男性にとっての男女共同参画を促進するため、講演会等を実施する。	未定	
教職員・市町村職員等が、男女共同参画等についての理解を深め、 一般に広く普及・啓発する研修を実施できるような教材を配布する。		随時
DV防止啓発冊子を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館等で配布する。		6月
外国籍県民向けDV防止啓発リーフレットを8言語で作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、国際交流関係の機関・施設等で配布する。		7月
デートDV予防啓発冊子を作成し、県内の高校一年生全員に配布。 他、県内市町村相談窓口、警察署、公立図書館等で配布する。		6月
男女共同参画についての情報とかなテラスの事業等を掲載した広報をホームページに掲載する。		随時
会社に必要な人材とは何かを学べ、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学び、個人の資質向上を支援する。(年2回)	30人(各回)	7月~2 月
□ 政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進し、女性の政策 立案能力の向上を図るため、政策を企画・立案・発信していく手法を 学ぶ、	30人	6月~9 月
	未定	4月~3 月
市町村の男女共同参画施策・事業の推進を担う行政職員等に対して、男女共同参画についての施策能力の向上等を図るための講座を実施する。	30人(各回)	5月、9 月
	45人(各回)	7月~3 月
デートDV防止のための啓発活動として、NPO等や大学との連携を図り、デートDV防止啓発講座を実施する。	未定	6月~3 月
身近に起こりうるDVについて、わかりやすく説明し、DVの予防について普及啓発をする講座を実施する。	30人(各回)	年4回
配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫等に悩む方のための暴力相談を実施する。相談員による相談のほか、関係機関や弁護士などの専門家との連携のもと、相談者に対する総合的な支援を行う。		4月~3 月
男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民等の利用に供するとともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との連携を図って、相互貸借サービスを行う。		4月~3 月
様々な分野で能力を発揮したい女性を情報の面から応援するサイトを運営。		4月~3 月
審議会委員候補者や生涯学習指導者等の人材情報を提供するサイトを運営。		4月~3 月
NPO等のネットワークづくり支援のため、団体・グループ情報の提供を行う。		4月~3 月
男女共同参画社会を実現するうえで必要な社会参画活動に関する 企画を、NPO等から募集・採択をし、NPO等と行政との協働により 事業を実施する。	116人	10月~12 月
尊重しながら、NPO等が主催する男女共同参画社会の実現に寄与する事業について、共催・後援することにより、その活動を支援す	未定	随時
る。 神奈川県男女共同参画推進条例に基づき、従業員数300人以上の 事業所から男女共同参画の進捗状況の届出を受け、集計・分析し、 結果を事業所にフィードバックする。		
性が活躍する取組みに積極的で、神奈川県にゆかりのある大企業のトップで結成した「かながわ女性の活躍応援団」の更なる拡大を図る。あわせて、ムーブメントを拡大するため、啓発講座などを実施す	未定	4月~3月
る。 企業の男女共同参画を推進するため、企業を訪問し、就業の場における男女共同参画の意識啓発等を行う。		8月~3月
	事 東 内 容 等  男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、男女共同参画社会の実現を推進するため、市町村と連携して講演会等を実施する。 別性にとっての男女共同参画を促進するため、講演会等を実施する。 教職員・市町村職員等が、男女共同参画等についての理解を深め、一般に広く普及・密発する研修を実施できるような教材を配布する。  DV防止啓発冊子を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館等で配布する。 外国籍県民向けDV防止啓発リーフレットを8言語で作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館等で配布する。 外国籍県民向けDV防止啓発リーフレットを8言語で作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、国際交流関係の機関・施設等で配布する。 デートDV予防啓発冊子を作成し、県内の高校一年生全員に配布。他、県内市町村相談窓口、警察署、公立図書館等で配布する。 男女共同参画についての情報とかなテラスの事業等を掲載した広報をホームページに掲載する。 会社に必要な人材とは何かを学べ、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学び、個人の資質向上を支援する。(年2回) 政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進し、女性の政策を学ぶ。 住別を問わず、人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に同けて、メディアが発信する情報を主体的に読み解き、評価する能力の向上を図る。(2回) 市町村の男女共同参画についての施策能力の向上等を図点をめの調度を実施する。今3回) デートDV防止のための啓発活動として、NPO等や大学との連携を図り、デートDV防止のを発護を実施する。(年3回) デートDV防止のための啓発活動として、NPO等や大学との連携を図り、デートDV防止のを発護を実施する。(年3回) デートDV防止のための啓発活動として、NPO等や大学との連携を図り、デートDV防止の各発調をを実施する。の高力とともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との遺療を図って、相互貸債サービスを行う。  配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫等に悩む方のための基力を発揮したい女性を情報の面から応援するのよりとのこれ、相互貸債サービスを行う。  記述とともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との遺療を図って、相互貸債サービスを行う。  財会とともに、図書館情報システムを選用し、県内公共図書館等との遺療を図って、相互貸債サービスを行う。  財会とともに、図書館情報システムを選申し、県内公共図書館等との遺療を図って、相互貸債するにより、のよりを表により、のよりに表しているのよりを表していているのよりを表していているのよりにより、表別のよりに表別の表別のよりに表別を表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別を表別のよりに表別のよりに表別を表別を表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別を表別を表別のよりに表別を表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別を表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のよりに表別のは表別のよりに表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	事業内容等 参加予定者数  男女共同参画は全の実現性産業でもため、市町村に連続して満済  男性にとっての男女共同参画を促進するため、清潔会等を実施する。 別性にとっての男女共の参画を促進するため、清潔会等を実施する。 を組践・両村相違等が、男女共同参画を促進するため、講潔会等を実施する。 を組践・両村相違等が、男女共同参画をについての理解を深め、一般に広ばき、密参する研修を実施できるような数材を配布する。 かし間解異民向けび防止登発リーフレットを85監任作成し、異内市間相違なで、関係する場合では、異内市間相違なで、関係する場合では、異内市間相違なで、関係のあり、異様ない立図書館の国際交配関係の傾間、施設すで配布する。 から期に関係していての情報とかなテラスの事業等を掲載した広報をアームペーンに制蔵する。 男女共同参画についての情報とかなテラスの事業等を掲載した広報をアームペーンに関係する。 の女共の参画についての情報とかなテラスの事業等を掲載した広報をアームペーンに関係する。 安社に必要な人材とは何かを学べ、管理機の役割や心構え、マネン ステストの人材とは何かを学べ、管理機の役割やが構え、マネン ステストが実にの場への女性の参加を投資が対け登譲場の経済 東定に同けて、チャスケが発信する情報を主体的に読み解さ、評価する 数方の向上を図るため、政策を企動・立案を信していて手法を 学ぶ。 世別を助すり、大人権の重要及び間定的な生物を別が日登録のの講話 を実施する情報を主体的に読み解さ、評価する 数方の向上を図るための講座 を実施する情報を主体的に読み解さ、評価する を実施する情報を主体的に読み解え、評価する を実施する情報を主体的に読み解え、評価する な方のの事なをできる情報を主体的に読み解え、評価する またとデートの対したの容易を影性とて、NPO等や大学との連携を を実施する。相違のほから、NPO等や大学との連携を テートの対しための客房を影性して、NPO等や大学との連携を テートの場合の手が能力を発達して、NPO等や大学との連携を フスを実践する。 また他の音から募集・程訳をして、NPO等や大学との連携を フスを実践する。 また他の音から募集・程訳をして、NPO等や大学との連携を またの場の表が表がまた。 また他の音から募集・程訳をして、NPO等の大学との連携を なるの場を手間はあるため、関係を提供でして、NPO等のよの手によりました。 またいの音がなりまたいまのは、関係の提供できるサイトを運営。 カタエルの音がなりまたの意味を表面に対したが、NPO等の主体性を対しため、の異なによりまたの表がまたままままままままままままままままままままままままままままままままま

9.	 当センターで実施する、女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ(江の島塾)」および過去に実施した同セミナーの受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の東書書ではなって		12月	
	事業計画に役立てる。 男女共同参画の推進を図るため、県や市町村等の施策や事業に具体的に反映ができる調査・研究や、女性を取り巻く課題解決に向けた調査・研究を行う。		4月~3 月	
10	地域における男女共同参画社会の実現に向けて、地域の実情に応じた事業を市町村と連携して実施し、男女共同参画の推進を図る。	未定	6月~3 月	

# 19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

	※該当する時点の番号に〇を		
-# A A		その他: 平成 年 月 日	
議 会 名	神奈川県議会		
月1 議員の出産を欠席事由として 日として出産の文言が明示されたもの		1.欠席事由として明記した規定がある。	
・一つを選択してください。		2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を 正当な欠席事由と認めている。	1
		3. その他(欠席の例がない, 不明等)	
32. <u>問1. で、1を選択した場合</u> にな 欠席事由として明記した規定」とは、	どのような規定ですか。1~3の	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	
ちいずれか一つを選択してください。 {標準会議規則については下記を参 {標準会議規則と、全く同じでなくても	照してください	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	1
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	5、未入の構造が向してめれば	3.その他	
票準市議会会議規則 92条 ②議員は、出産のため出席できない 票準町村議会会議規則 9二条 ・議員が出産のため出席できないと		)議長に欠席届を提出することができる。 * 5.5.1.1.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	
3. 議会の欠席事由として, 議員の	2.0.( 3.(2.2.) (-3.3.)	及民に人が出さた出することが、ことも。	
	仕事と生活の両立の観点からの 等)を明記した規定があります	1.明記した規定がある。	
、1~3のうちいずれか一つを選択 (()内は例示であり、これ以外の事由 明示した規定があれば1. を選択し	仕事と生活の両立の観点からの 等)を明記した規定があります してください。 1でも仕事と生活の両立の観点か てください。		3
事由(例:配偶者の出産, 育児, 介護。1~3のうちいずれか一つを選択 (2)内は例示であり, これ以外の事由 明示した規定があれば1. を選択し そ出産に伴う欠席と同じ条文で明記し がある」と回答してください。	仕事と生活の両立の観点からの 等)を明記した規定があります してください。 でも仕事と生活の両立の観点か てください。 してください。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を	3
。1~3のうちいずれか一つを選択 (()内は例示であり、これ以外の事由 明示した規定があれば1.を選択し 出産に伴う欠席と同じ条文で明記し 、「規定がある」と回答してください。	仕事と生活の両立の観点からの等)を明記した規定がありますしてください。 いても仕事と生活の両立の観点かてください。 にも仕事と生活の両立の観点かてください。 している場合には、本問の回答に	1.明記した規定がある。  2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。  3. その他  3. の該当部分の規定を記入(または添付)してください。	3
。1~3のうちいずれか一つを選択 (()内は例示であり、これ以外の事由 明示した規定があれば1.を選択し (出産に伴う欠席と同じ条文で明記し 、「規定がある」と回答してください。	仕事と生活の両立の観点からの 等)を明記した規定があります してください。 でも仕事と生活の両立の観点か てください。 している場合には、本問の回答に いします。当該規定(規則、条例等	1.明記した規定がある。  2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。  3. その他  3. の該当部分の規定を記入(または添付)してください。	3

都道府県名 神奈川県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に〇をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)										
平成28年4月1日現在	0	平成28年5月1日現在		その他:平成	年 月	日現在				

※在任期間(任期)は予定を記入してください。

1 **都道府県における首長等の状況**知 事
※該当する方に〇をつけてください
副 知 事 女性 ○ 男性 任期:平成 23 年 4 月 23 日 ~ 平成 月 22 日 2 人 (女性 0人、 男性

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

	_	変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。 議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない ものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	都道	ものには番号の前の欄に入を配入して(ださい)	55	8	14.5	
	都道	原保防災会議(委員のみ)	54	8	14.8	
		1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す	16	0	0.0	
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	1	0	0.0	
		- 関の長				
	内	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	=0	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	7	2	28.6	
	訳	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号   17号   17号   17号   18号   18号	16	0	0.0	
		8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する 者	8	6	75.0	
2	国土	.利用計画地方審議会	25	9	36.0	
		利用審査会	7	3	42.9	
4	1	所県交通安全対策会議 開発の個人に関する際語会スタルの会話がの機関(ロウトでは個人の際語会)	20	2	10.0	
5		環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) )審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	30	7	23.3	
6	環境	の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	22	7	31.8	
		医療審査会	18	7	38.9	
		原県生活衛生適正化審議会 原県医療審議会	00		01.7	
		護師試験委員	23 10	5 6	21.7 60.0	
		中毒審査会	5	2	40.0	
	_	社会福祉審議会	30	13	43.3	
		居者に関する審議会その他の合議制の機関	20	6	30.0	
		日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	9	5	55.6	
		原果森林審議会	15	3	20.0	
	_	府県建設工事紛争審査会	35	12	34.3	
		等者会 	7	2	28.6	
		原保建築士審査会 原保県都市計画審議会	7 30	3	42.9 13.3	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1	14.3	
			18	2	11.1	
	_	コンビナート等防災本部	25	2	8.0	
24		を受ける。				
25		酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項	24	2	8.3	
		府県児童福祉審議会	22	9	40.9	
	_	港湾審議会				港湾法により設置義務なしの
		2区画整理審議会  用図書選定審議会	16	7	43.8	
_		[不] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]	10	,	43.6	
		F県固定資産評価審議会	11	4	36.4	
		生症の診査に関する協議会 38844第4	30	13	43.3	
		R署協議会 2収用事業認定審議会	546 7	151 2	27.7 28.6	
		347円争未応に番譲去 民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	10	3	30.0	
		是保護協議会	29	2	6.9	
		独立行政法人評価委員会	12	5	41.7	
_	_	ī地再開発審査会 直府県職員委員会				
	_	8.再生協議会				
		後会その他の合議制の機関(※公益認定等)	6	3	50.0	
		高齢者医療審査会	9	1	11.1	
	傷病	計施設視察委員会 者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送	8 18	0	0.0	
44	及び	傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会		_		
		難病審査会 慢性特定疾病審査会	16	0	0.0	  委員数非公開のたぬ
		川県行政不服審査会	9	4	44.4	女貝双介ム州のだめ
	1	<u>수</u> 計	1,191	316	26.5	l

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

273 H /H /A (A) 10	万日加西(第100米のの)に基づて委員五号の委員弘								
	委 員	会 等 名		委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考		
1 教育委員	会			6	1	16.7			
2 選挙管理	委員会			4	0	0.0			
3 人事委員	会			3	1	33.3			
4 監査委員				5	2	40.0			
5 公安委員	会			5	1	20.0			
6 都道府県	労働委員会			21	1	4.8			
7 収用委員	会			7	1	14.3			
8 海区漁業	調整委員会			15	1	6.7			
9 内水面漁	場管理委員会			10	1	10.0			
	合	計		76	9	11.8			
-			女性委員0の委員会数	1		-			